（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三　第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第百四十一条において準用する第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○金融庁・農林水産省告示第十号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第百十二条第五号ニ、第百十三条第三号ハ並びに第百十六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年八月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　略］ （第七面） （単位：百万円、％）	（別紙様式第二号） ［（第一面）～（第六面）　同左］ （第七面） （単位：百万円、％）
ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果	ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［略］	［同左］
（注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　略］ ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項又は第四項の規定により100パーセント、250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 ［ｘ～ｐｐ　略］	（注） この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 ［ａ～ｖ　同左］ ｗ　項番７ｂ「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。 ［ｘ～ｐｐ　同左］